

人医第 1356 号の 2  
令和 8 年 2 月 17 日

医療機関長 様

一般社団法人 人吉市医師会  
会長 友永 和宏



令和 8 年度以降の制度改正を踏まえた「予防接種法第 5 条第 1 項の  
規定による予防接種の実施について」の一部改正等について（予告）

このことにつきまして、厚生労働省・日本医師会より熊本県医師会を通じ、別  
紙のとおり、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

なお、本件は熊本県医師会ホームページ（会員向け情報→感染症）に掲載されます。

写

日医発第 1734 号 (健Ⅱ)  
令和 8 年 1 月 30 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
笹本 洋一

令和 8 年度以降の制度改正を踏まえた「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による  
予防接種の実施について」の一部改正等について (予告)

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛標記の事務連絡がなされるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

現在、厚生労働省において、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会にて了承を得たことを踏まえ、予防接種法に基づく定期接種実施要領の一部改正について必要な法令改正手続が進められています。この手続について一定の時間を要するため、各自治体において速やかに接種体制の確保に取り組んでいただくことが必要であることから、前もって別紙 1～7 が示されました。予告されている改正の概要は下記のとおりです。

なお、別紙 1～5 については形式的な修正等が生じうる旨を申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

1. 予防接種法第 5 条第 1 項に基づく定期の予防接種について、令和 8 年 4 月 1 日から R S ウイルス感染症が追加予定であることに伴う所要の改正を行うとともに、予診票様式を新たに追加する。
2. 予防接種法第 5 条第 1 項に基づく肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る) の定期の予防接種について、現在小児の肺炎球菌感染症の定期接種に用いている沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種に用いるワクチンとして位置づけることに伴う所要の改正を行う。
3. 予防接種法第 5 条第 1 項に基づくジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎 (ポリオ)、破傷風の定期の予防接種について、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン (四種混合ワクチン) の販売が中止され、すでに医療機関に存在する当該ワクチンの在庫の使用期限が終了したことに伴い、所要の改正を行う。
4. 予防接種法第 5 条第 1 項に基づくインフルエンザの定期の予防接種について、接種不適当者に関する記載を削除する。
5. 予防接種法第 5 条第 1 項に基づくヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種について、組換え沈降 2 価及び 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを定期接種に用いるワクチンから除くこと並びにキャッチアップ接種が終了することに伴う所要の改正を行う。
6. その他、所要の改正を行う。

以上